

# 私立学校法改正の概要

(理事・評議員等の選任基準の変更等について)

---

令和 6 年 8 月  
沖縄県総務部総務私学課

# 説明会の目的及び本資料の構成

---

## ＜説明会の目的＞

- 各学校法人の皆様に、私立学校法改正（令和7年4月1日施行）内容を再確認してもらい、円滑に寄附行為変更手続きに取り組んでいただくこと。
- 今回の法改正の内容は、寄附行為の書面的な変更にとどまらず、実際の理事や評議員の選任に関わる内容となりますので、本説明会の内容を関係者に共有いただくようお願いします。

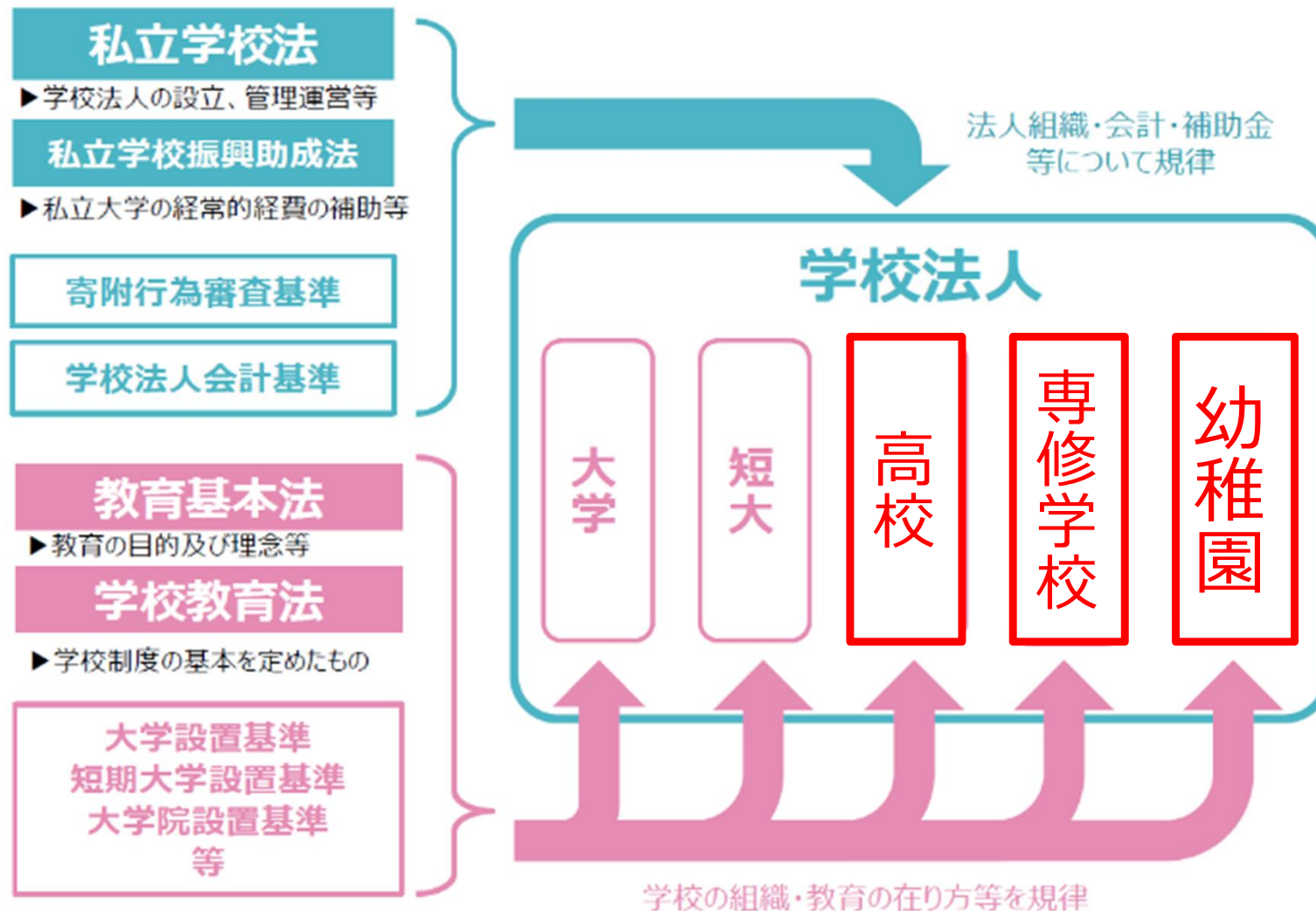
## ＜資料の構成＞

1. 法体系及び改正の概要 P3～P22
2. 理事選任機関について P23～P29
3. 法の施行時期及び経過措置等の法令上のスケジュール P30～P41
4. （参考）学校法人会計基準の改正について P42～P48
5. 学校法人で必要となる対応及び予定時期 P49～P56

# 1. 法体系及び改正の概要

---

# 学校法人に関する主な法律等について



- **私立学校法等の範囲内において、学校法人は寄附行為（※）を定める必要があります。**  
（※）一般的な法人で言うところの定款のイメージ。  
寄附行為の変更は所管庁の認可が必要。
- **私立学校法が改正されたことから、その内容を寄附行為に反映（変更）する必要があります。**

# 学校法人の所管省庁等について

- 学校法人は、その【設置する学校の種類】により、所管が異なります。

大臣所轄学校法人	私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人
知事所轄学校法人	私立高等学校以下の学校をのみを設置する学校法人

総務私学課所管	私立高・中・小学校,専修各種学校を設置する法人
子育て支援課所管	幼稚園（認可含む）を設置する学校法人

(※) 一つの知事所轄学校法人で、高・中・小学校及び幼稚園（認可含む）を設置している場合は、総務私学課の所管となります。

# 学校法人の所管省庁について

- 設置する学校の種類による区分は、知事所轄であっても、その規模により、法令上の扱いが大臣所轄学校法人となる場合があります。

	要件①	区分
大臣所轄学校法人	該当	<u>大臣所轄学校法人等</u>
知事所轄学校法人	非該当	その他の学校法人

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（1）かつ（2）を満たすこととする。

（1）収入（※1）10億円又は負債20億円以上

（2）3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること（※2）

※1 事業活動及び収益事業による経常的な収入の額

※2 3以上の都道府県に学校を設置しているor広域通信制高等学校を設置している

<参考> 大臣等所轄学校法人等における常勤監事の設置義務要件：収入100億円又は負債200億円以上の場合

本資料は全て、「知事所轄学校法人」であることを前提に記載しています。



# 大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
会計監査人	設置義務	任意
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
評議員による評議員会の招集請求、議案提出等	1 / 10以上の評議員により可能	1 / 3以上の評議員により可能
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
計算書類等(※1)、財産目録等(※2)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在學生 その他利害関係人のみ可能
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議に加えて 評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
情報の公表	公表義務	努力義務
評議員構成に関する経過措置	令和8年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで	令和9年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで

※1 計算書類（セグメント別の情報表示の詳細については今後検討）、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告

※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準

※赤字は現行からの変更点

※青字は現在は大臣所轄学校法人のみ対象



# 私立学校法改正内容の概要

## 趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改革を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

## 概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

### 1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

#### ① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

#### ② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

#### ③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

#### ④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

### 2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

### 3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

## 施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）



# 理事会・評議員会等の役割及び法改正の背景

## <理事会・評議員会・監事の役割>

理事会（※）	■ 意思決定機関 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
評議員会	■ 諮問機関 予算、事業計画、寄附行為の変更等に係る理事会から諮問事項に対して意見を述べる
監事（※）	理事会から独立して、学校法人の業務、財務状況等の監査を実施

（※） 理事と監事が、私学法上の「役員」にあたります。

## 法改正後も、理事会・評議員会及び監事の基本的な枠組み・役割は変わらず

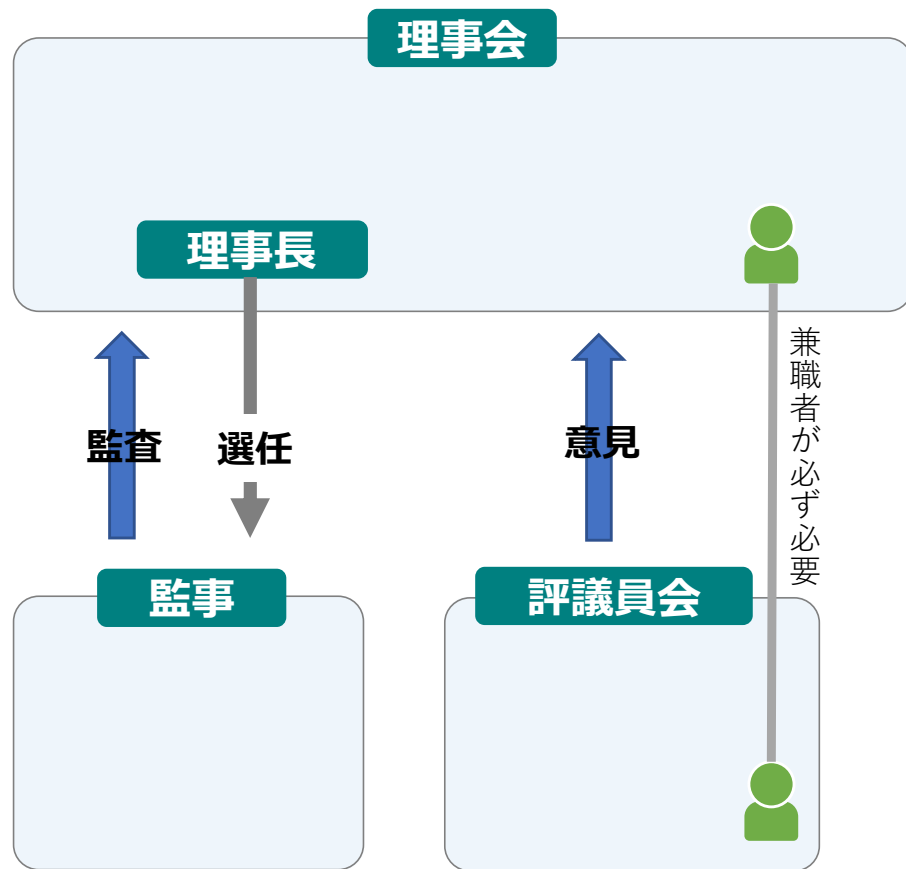


### <法改正の背景>

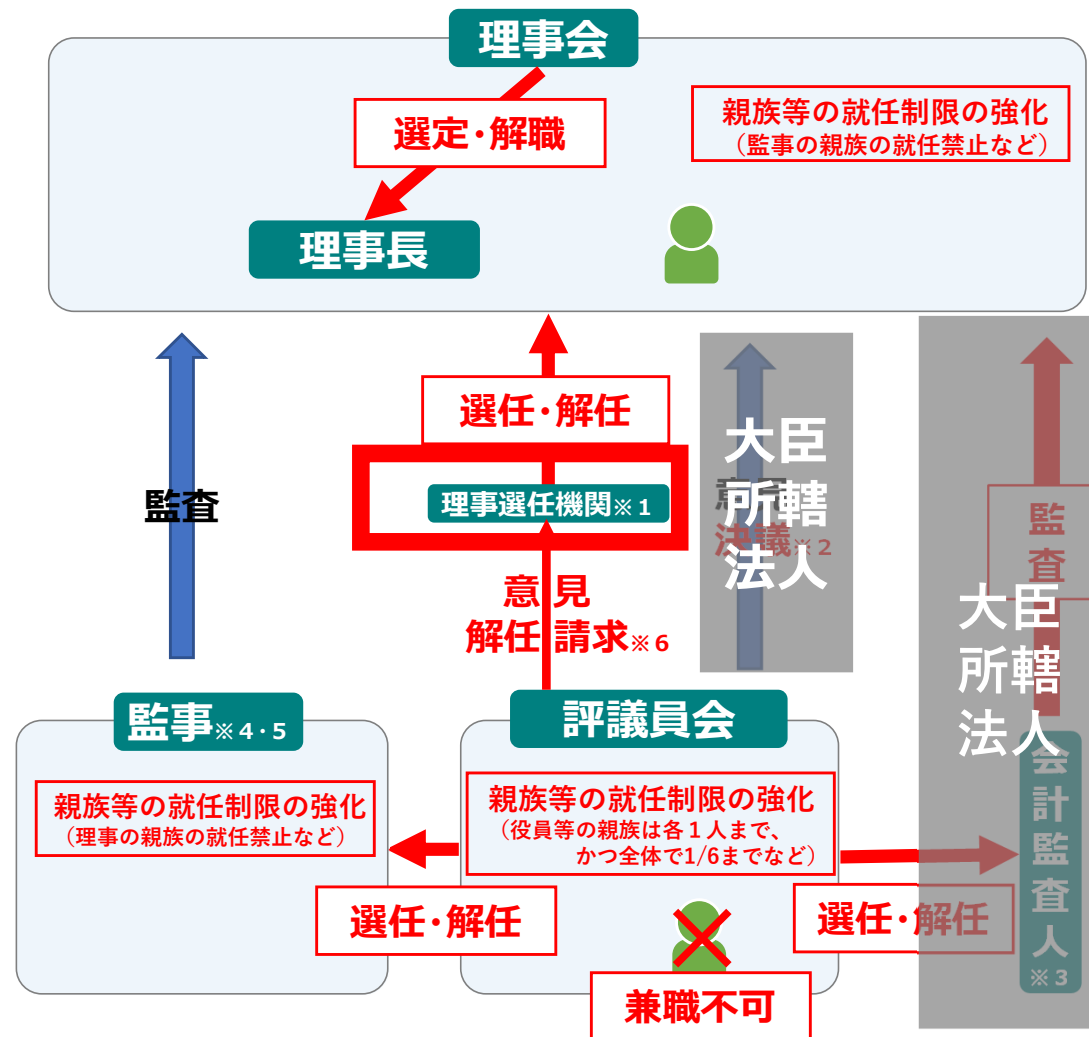
- 評議員会や監事が、本来の監視・監督の役割を果たすことができていない事案が確認されたことから、理事会・評議員会の枠組み・役割は維持しつつ、「評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高める」ために所要の改正がされたもの

# 内部機関の相互関係の改正ポイント

現行



改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

## 1. ガバナンス改革の目的

ガバナンス改革は、学校法人自らが主体性をもって行わなければならない。

ガバナンス改革は「手段」にすぎず、それ自体が「目的」ではない。

ガバナンス改革は、私学助成や基金などの他の政策手段とあいまって、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である。

## 2. 理事会と評議員会の権限関係

今回の改正では、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」とであるという基本的な枠組みは維持する。

その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることとしている。

## 3. 「対立」ではなく「協働」

今回の改正においては、執行(理事会)と監視・監督(評議員等)の役割を分離することを基本的な考えとしているが、理事会と評議員会が対立してしまうことは望ましくない。

理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものである。



## 4. 不祥事を防止する複層的な仕組み

今回の改正では、不祥事を防止する仕組みとして、人事上の仕組みのほか、不正等の防止や緊急措置の仕組みを整備している。

人事は適材適所の観点から、不正等の防止は危機管理の観点から、それぞれ運用されることとなる。




# 理事・理事会の改正のポイント

		現行	改正後
理事会	位置付け	基本的に意思決定・執行機関	基本的に意思決定・執行機関
	主な職務等	①学校法人の業務等の決定 ②理事の職務の執行監督	①学校法人の業務等の決定 (36Ⅱ①) ②理事の職務の執行監督 (36Ⅱ②)
	基本的資格	なし	私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者 (30Ⅰ)
	定数	5人以上	5人以上 (18Ⅲ)
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする (寄附行為で定める期間は4年まで) (32Ⅰ)</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>理事選任機関が選解任 (選任の際あらかじめ評議員会の意見聴取が必要) (30Ⅰ・Ⅱ、33Ⅰ)</u>
理事	主な構成の要件	①設置する学校の校長を含む ②評議員を含む ③外部理事を含む ④各役員の子族は各1人まで	①設置する学校の校長を含む (31Ⅳ①) ②外部理事を含む (大臣所轄学校法人等においては2人以上) (31Ⅳ②、146Ⅰ) ③他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ) ④他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えないこと (31Ⅶ)
	その他		理事会において、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事を選定 (・解職) (37Ⅰ～Ⅳ) 理事会への職務報告義務 (年2回以上、大臣所轄学校法人等は年4回以上) (39Ⅰ、146Ⅱ) 13

# 評議員・評議員会の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
評議員会	位置付け	基本的に諮問機関	基本的に諮問機関だが、 <u>監視・牽制機能等を強化</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、役員の仕事の執行状況等について、意見、諮問への答申	①は現行と同様（ただし、大臣所轄学校法人等における解散、合併、重要な寄附行為変更については、決議）（66Ⅱ①・②、36Ⅳ、150） ②理事選任機関に対する理事選任に関する意見（30Ⅱ） ③監事、会計監査人の選解任（45Ⅰ、48Ⅰ、80Ⅰ、83Ⅰ） ④監事に対する理事の不正行為等の差止めの求め（67Ⅰ） ⑤理事選任機関に対する理事の解任の求め（33Ⅱ）
 評議員	基本的資格	なし	<u>当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者（61Ⅰ）</u>
	定数	理事の2倍を超える数	<u>理事を超える数（18Ⅲ）</u>
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（63Ⅰ）</u>
	理事との兼職	可能（1人以上必須）	<u>不可（31Ⅲ）</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為の定めるところ（61Ⅰ、64）</u>
主な構成の要件	①職員を含む ②25歳以上の卒業生を含む	①、②は現行と同様（ただし、①は評議員の総数の1/3まで）（62Ⅲ、62Ⅴ①） ③他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（62Ⅳ） ④理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えていないこと（62Ⅴ②） ⑤理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えていないこと（62Ⅴ③）	

# 評議員の定員移行について（都道府県知事所轄学校法人）

## 現行制度

理事



(平均)

6.7人

評議員



(平均)

14.6人

兼職者 (平均)

2.6人

## 改正のポイント

- ①評議員の定数を「理事の定数の2倍を超える数」から「理事の定数を超える数」に引き下げ
- ②理事と評議員の兼職の解消

## 改正後

理事



(平均)

6.7人

①現員を維持

評議員



(平均)

12.0人

①理事の定数を超える数を確保



※法律上求められる数（理事の定数を超える数）

②兼職者は評議員を辞して、理事職に専念  
※理事職を辞して、評議員職に専念することも可能



# 監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後	
	基本的資格	なし	学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者（45 I）
	主な職務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査</li> <li>②監査報告の作成</li> <li>③不正行為等の理事会等への報告</li> <li>④理事会、評議員会の招集の請求</li> <li>⑤理事の不正行為等の差止め</li> <li>⑥理事会への出席、意見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤は現行と同様（52①、53 I、56 I・II、57、58 I）</li> <li>⑥理事会、評議員会への出席、意見（55）</li> <li>⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査（54）</li> </ul> ※子法人に対する調査権を明記（53 II）
	定数	2人以上	2人以上（18 III）
監事	任期	寄附行為の定めるところ	寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（47 I）
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任	評議員会の決議（45 I、48 I）
	主な構成の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止</li> <li>②理事親族の就任禁止（通知事項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理事、評議員、学校法人の職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員との兼職禁止（31 III、46 II）</li> <li>②1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46 III）</li> </ul>
	その他		一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化（145 I）16

# 各機関の兼職の禁止

## 学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（現行法）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法39)	○ (私学法38   ②)	—	○ (私学法38   ①)*	○
監事	× (私学法39)		× (私学法39)	—	× (私学法39)	○
評議員	○ (私学法38   ②)	× (私学法39)		—	○ (私学法44   ①)	○
会計監査人	—	—	—		—	—
法人職員	○ (私学法38   ①)*	× (私学法39)	○ (私学法44   ①)	—		○
子法人の役員・職員	○	○	○	—	○	

## 学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（改正後）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法)	× (私学法)	× (公認会計士法)	○ (私学法)*	○
監事	× (私学法)		× (私学法)	× (公認会計士法)	× (私学法)	△ (監事は可) (私学法)
評議員	× (私学法)	× (私学法)		× (公認会計士法)	△(上限あり) (私学法)	△(上限あり) (私学法)
会計監査人	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)		× (公認会計士法)	× (私学法)
法人職員	○ (私学法)*	× (私学法)	△(上限あり) (私学法)	× (公認会計士法)		○
子法人の役員・職員	○	△ (監事は可) (私学法)	△(上限あり) (私学法)	× (私学法)	○	

# 学校法人における親族等の特殊の関係のある者

## 学校法人における親族等の特殊の関係のある者の就任関係（改正後）

	理事に	監事に	評議員に
役員親族者	理事親族等は ○ ※一人かつ1/3まで	×	○ ※一人かつ1/6まで
	×	×	○ ※一人かつ1/6まで
	○	○	○ ※一人かつ1/6まで



：監視される者の関係者が、監視者側に含まれないための規制  
 ※監事と評議員との関係は、監事の人事権を評議員会が持つため、評議員を監視者側と想定しているが、評議員は監事の監査対象でもある。



：同じ属性の者で多数派を占めないための規制

# 主な改正ポイント(手続き・要件)①

## 1. 役員等の選解任手続き等について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が選任する</u> (30 I) (理事選任機関が評議員会以外の場合は、 <u>評議員会の意見聴取を必須</u> (30 II))
理事の解任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が解任する</u> (33 I) (評議員会による解任の求め (33 II)、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (33 III))
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会が選定 (・解職) する</u> (37 I)
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する	<u>評議員会の決議によって選任する</u> (45 I) (理事による監事の選任議案の提出には、監事の過半数の同意が必要 (49 I))
監事の解任	寄附行為の定めによる	<u>評議員会の決議によって解任する</u> (48 I) (評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (48 II))
役員等の任期	寄附行為の定めによる	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする</u> (寄附行為で定める期間は理事4年、 <u>監事・評議員6年を上限とし、理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする</u> ) (32 I・II、47 I、63 I)



# 主な改正ポイント(手続き・要件)②

## 2. 役員等の兼職の制限等について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前
兼職の制限	監事は理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要

	改正後
	監事は理事・評議員・職員・ <u>子法人役員</u> （監事、監査役等を除く）・ <u>子法人職員</u> と兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ） 理事と評議員の兼職禁止（31Ⅲ）
	理事を超える数が必要（18Ⅲ）

## 3. 役員等の構成の要件等について

	改正前
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない
職員である評議員	1人以上必要
理事・理事会が選任した評議員	制限無し
外部理事	1人以上必要

	改正後
	各役員についての制限を強化するとともに、 <u>評議員についても近親者等の制限</u> を設ける（31Ⅵ・Ⅶ、46Ⅲ、62Ⅳ・Ⅴ③）
	1人以上必要（62Ⅲ①） 評議員の総数の <u>1 / 3</u> まで（62Ⅴ①）
	評議員の総数の <u>1 / 2</u> まで（62Ⅴ②）
	1人以上必要（31Ⅳ②） 大臣所轄学校法人等は、 <u>2名以上必要</u> （146Ⅰ）

# 理事会の運営について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後
招集権者	理事長	各理事（寄附行為又は理事会の定めにより理事会招集担当理事を定めることが可能）（41Ⅰ）
招集手続き	法令の定め無し	理事会の1週間前までに、理事・監事に通知を 発出（全員の同意があるときは不要）（44Ⅰ）
招集に関する特例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長は、寄附行為の定めるところにより、理事から理事会の招集請求があった場合は、招集義務</li> <li>・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・招集権の無い理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（41Ⅱ・Ⅲ）</li> <li>・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事会招集権者に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57）</li> </ul>
議長	理事長	法令の定め無し（基本的に理事長を想定）
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の過半数の出席による開催</li> <li>・出席した理事の過半数で議決（可否同数のときは議長が決する）</li> </ul>	議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う（42Ⅰ）
議決要件の例外	合併・解散は、理事の総数の2／3以上の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為の変更は、議決に加わることができる理事の2／3以上の賛成が必要（42Ⅱ①）</li> <li>・合併・解散は、理事の総数の2／3以上の賛成が必要（42Ⅱ②）</li> </ul>
参加方法の特例	法令の定め無し	寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能（42Ⅳ） ※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可



# 評議員会の運営について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後
招集権者	理事長	理事（70Ⅰ）
招集手続き等	法令の定め無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会において、評議員会の日時・場所・目的事項、議案概要等を定める（70Ⅱ）</li> <li>・評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する（70Ⅲ）</li> <li>・評議員会の1週間前までに、評議員に通知を发出（全員の同意があるときは不要）（70Ⅳ、74）</li> </ul>
招集に関する特例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（当該請求後、招集されない場合は、自ら招集可能）</li> <li>・理事長は、1／3以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して招集の請求があった場合は、招集義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57）</li> <li>・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求可能（招集されない場合は、所轄庁の許可を得て招集可能）（71Ⅰ、72Ⅰ）</li> <li>・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、一定の事項を会議の目的とすることを請求可能（71Ⅱ）</li> <li>・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項につき議案を提出することが可能（75Ⅰ）</li> </ul>
議長	議長を置く	法令の定め無し
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員の過半数の出席による開催</li> <li>・出席した評議員の過半数で議決（可否同数のときは議長が決する）（議長は議決に加わることができない）</li> </ul>	議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う（76Ⅰ）
議決要件の例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2／3以上の賛成が必要</li> <li>・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事解任、役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2／3以上の賛成が必要（76Ⅱ）</li> <li>・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要（76Ⅲ）</li> </ul>
参加方法の特例	法令の定め無し	寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能（76Ⅴ）※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可



## 2. 理事選任機関について

---

# 理事選任機関について①

- 今回の法改正を受け、今回新たに【理事選任機関】というものを、寄附行為で定めていただく必要があります。

## ポイント

- ① 理事選任機関の構成、運営等は寄附行為で定める
- ② 理事は、理事選任機関が選任する。
- ③ 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- 理事選任機関として、文科省においては、以下の機関が想定されています。
  - ① 評議員会
  - ② 評議員会、理事会以外の第三となる機関

# 理事選任機関について②

## <文科省Q A抜粋>

Q 1：理事選任機関を定めるに当たってのポイントは何か。

【令和6年7月8日更新】

A 1：理事選任機関の構成等は寄附行為に委ねられていることから、評議員会を理事選任機関とすることをはじめ、各学校法人で様々な定めとすることが可能であるが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましいと考えます。

Q 2：理事選任機関を理事会としたり、理事を学内選挙により選任したりすることは可能か。【令和6年7月8日更新】

A 2：理事会を理事選任機関とすることも違法とは解されないことから可能です。ただし、Q 1や今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。

また、理事の事実上の選任を学内選挙によることも可能ですが、解任する場合の責任主体が不明確になることがないよう、選挙結果を踏まえて理事選任機関である評議員会が選任するといった方法や、選挙の実施を含む選任に責任を持つ理事選任機関（名称としては、例えば理事選挙委員会などとすることも考えられます。）を置くなどの工夫が考えられます。

Q 3：評議員会が理事選任機関となった場合、評議員会の意見聴取は不要となるのか。

A 3：そのとおりです。



## 理事選任機関について③

Q 7：充て職理事の選任についてはどのように行うことになるのか。

A 7：今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。校長理事についても、校長としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

Q 8：理事として選任される際の要件の1つとして、学部長であることなど、教学における役職に就いていることを寄附行為で定めることは可能か。

A 8：可能です。ただし、今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。教学における役職者としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

Q 10：理事選任機関を1人の者で構成してもよいのか。

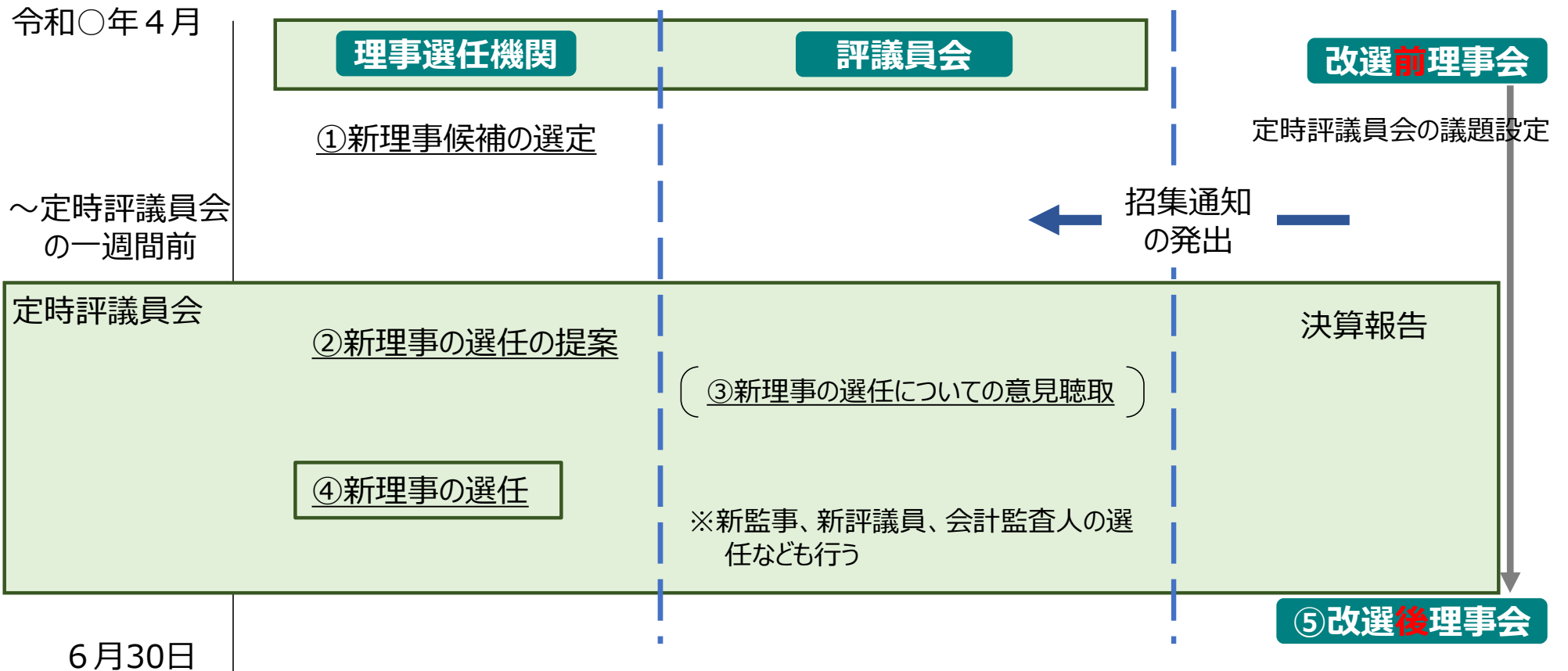
A 10：理事選任機関を1人の者で構成することは不可能ではありませんが、特定の者の専横を防止するという今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思えます。

Q 12：理事選任機関を定めるにあたり、その構成員の任命を含め、誰がどのような手順で決めるのか。理事会もしくは評議員会による議決等、必要不可欠な手続はあるのか。【令和5年6月6日追加】

A 12：理事選任機関の構成・運営は寄附行為で定めることになるため、構成員の任命方法等を定める寄附行為変更の手続が不可欠となります。

# 【参考】理事の選任手続きの流れと注意点について

## 理事選任機関が評議員会の場合の例



※ 理事長が交代した場合や代表業務執行理事を定めた場合には、必要な登記を行う。

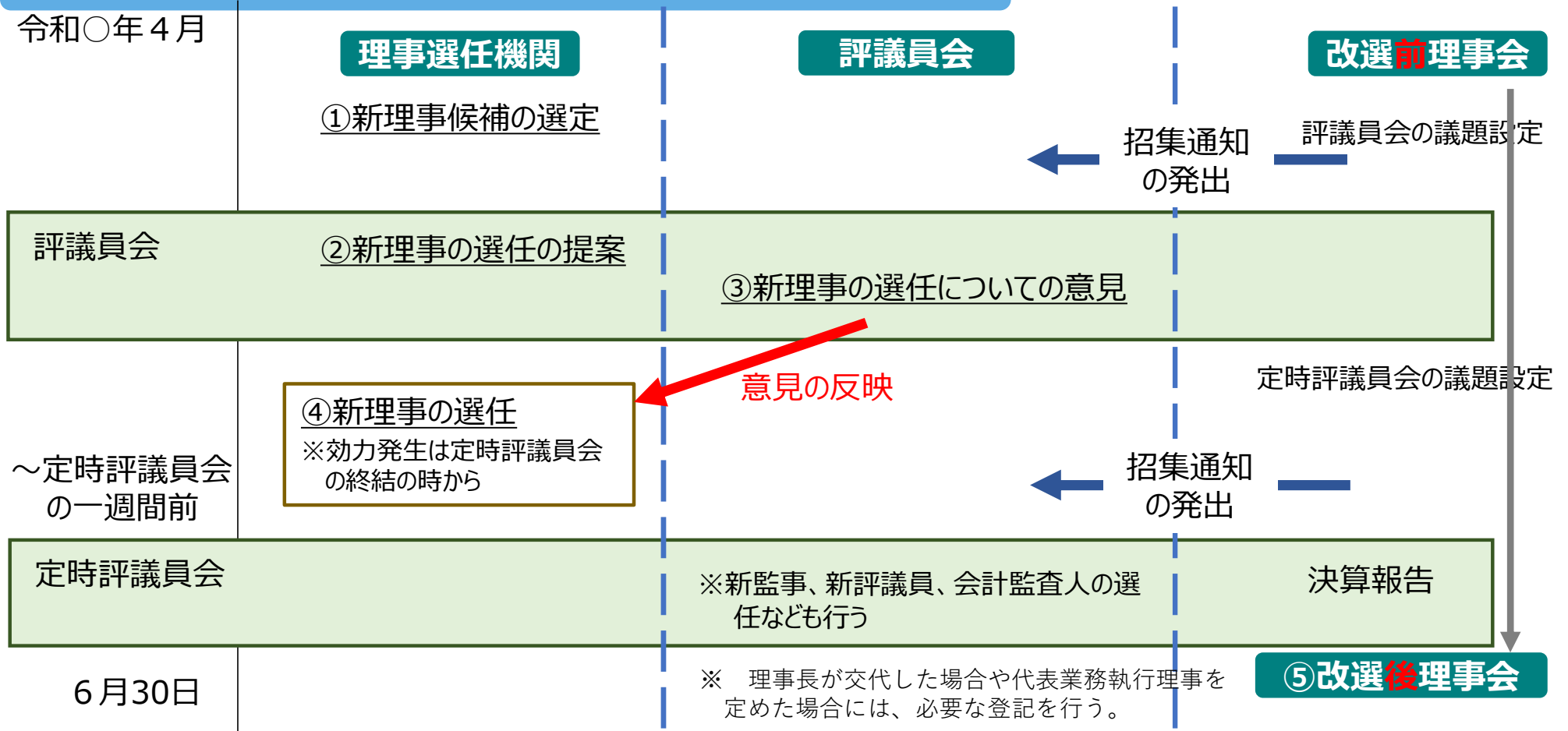
### <具体的な流れ>

- ① 新理事候補の選定を行う。  
※ 事前の案の作成を担うのは誰でも構わないが、あらかじめ理事選任機関である評議員会の一定の了解を得ておくと、定時評議員会以降の対応がスムーズとなると思われる。
- ② 定時評議員会において、新理事の選任の提案を行い、評議員会（＝理事選任機関）の了解を得る。
- ③ 評議員会＝理事選任機関であるため、評議員会の意見聴取は不要。
- ④ 評議員会（＝理事選任機関）において、新理事が選任される。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

# 【参考】理事の選任手続きの流れと注意点について

## 理事選任機関が第三者を含む選考委員会（※）方式の場合の例

（※）理事〇人、評議員〇人、学外者〇人で構成するなど



### <具体的な流れ>

- ① 理事選任機関において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事選任機関において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

※ 仮に、②③の作業を定時評議員会で行い、定時評議員会終了後すぐに理事選任機関において新理事の選任を行うこととした場合、  
 ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること  
 ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、理事が理事選任機関の構成員になっている場合、その者の理事としての身分がなくなってしまう可能性があること  
 などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。